**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）**

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

　　　令和７年　　月　　日

令和７年７月　　日執行　参議院京都府選挙区選出議員選挙

 候　補　者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運 送 等 契 約 区 分(該当する番号に○をしてください。) | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー・ハイヤー)との運送契約による場合 | ２　左に掲げる場合以外の場合 |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備 考 |
|  | ・　　・ | 円 |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |
|  | ・　　・ |  |

（注）　裏面の備考をよくお読みください。

備　考

１　この証明書は、**使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成**し、請求書の用紙とともに候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が京都府に支払を請求するときは、**この証明書を請求書に添付**してください。

　　なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、京都府自治振興課（TEL(075)

414－4450）まで御照会ください。

３　この証明書を発行した候補者について**供託物が没収された場合**には、運送事業者等は、**京都府に支払を請求することはできません。**

４　**公費負担の限度額**は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

　　なお、**拡声機は公費負担の対象ではありません**ので御注意願います。

(１) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　(２)　(１)以外の場合　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　16,100円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車並びに候補者が京都府選挙管理委員会に提出した「選挙運動用自動車の使用契約届出書」に記載のない契約については、京都府に支払を請求することはできません。

８　この証明書に記載するものは選挙運動期間中に使用したものに限ります。